

○経済産業省令第 号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第五項の規定に基づき、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十一年法律第百四十九号）を実施するため、高压ガス保安法に基づく高压ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

高压ガス保安法に基づく高压ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保
及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（高压ガス保安法に基づく高压ガス製造保安責任者試験等に関する規則の一部改正）

第一条 高压ガス保安法に基づく高压ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(免状の交付に係る手続) 第二条 法第二十九条第五項の経済産業省令で定める製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付に関する手続的事項は、次の各号に掲げるものとする。 一 (略) 二 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者は、様式第二の高圧ガス製造保安責任者免状交付申請書に写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルのものであつて、交付申	(免状の交付に係る手続) 第二条 法第二十九条第五項の経済産業省令で定める製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付に関する手続的事項は、次の各号に掲げるものとする。 一 (略) 二 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者は、様式第二の高圧ガス製造保安責任者免状交付申請書に写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルのものであつて、交付申

請前六月以内に撮影した無帽、正面上三分身像の無背景のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。以下この条において同じ。）を添えて、経済産業大臣（乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状にあつては、当該免状に係る製造保安責任者試験を行つた都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき当該試験事務の全部又は一部を協会又は指定試験機関に行わせることとした都道府県知事を含む。））。次号において同じ。）又は法第二十九

請前六月以内に撮影した無帽、正面上三分身像の無背景のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。以下この条において同じ。）を添えて、経済産業大臣（乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状にあつては、当該免状に係る製造保安責任者試験を行つた都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき当該試験事務の全部又は一部を協会又は指定試験機関に行わせることとした都道府県知事を含む。））。次号において同じ。）又は法第二十九

条の二第一項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が製造保安責任者免状に係る免状交付事務の全部又は一部を委託した法人（次号において「委託法人」という。）に提出しなければならない。ただし、様式第二の交付申請書を提出する日が交付を受けようとする免状に係る製造保安責任者試験に合格した日の属する年度と同一の年度である場合は、様式第八の提出又は協会若しくは指定試験機関が行う製造保安責任者試験の受験手続の際の写真の提出をもつて写真の添付を省略することができる。

三 氏名に変更を生じたとき又は製造保安責任者

条の二第一項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が製造保安責任者免状に係る免状交付事務の全部又は一部を委託した法人（次号において「委託法人」という。）に提出しなければならない。

三 製造保安責任者免状を汚し、損じ、又は失つ

免状を汚し、損じ、若しくは失つた場合にその再交付を受けようとする者は、様式第三の高圧ガス製造保安責任者免状再交付申請書に写真を添えて、経済産業大臣又は委託法人に提出しなければならない。

四 （略）

五 販売主任者免状の交付を受けようとする者は、様式第五の高圧ガス販売主任者免状交付申請書に写真を添えて、当該免状に係る販売主任者試験を行つた都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき当該試験事務の全部又は一部を協会又は指定試験機関に行わせること

た場合にその再交付を受けようとする者は、様式第三の高圧ガス製造保安責任者免状再交付申請書に写真を添えて、経済産業大臣又は委託法人に提出しなければならない。

四 （略）

五 販売主任者免状の交付を受けようとする者は、様式第五の高圧ガス販売主任者免状交付申請書に写真を添えて、当該免状に係る販売主任者試験を行つた都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき当該試験事務の全部又は一部を協会又は指定試験機関に行わせること

とした都道府県知事を含む。次号において単に「都道府県知事」という。）又は法第二十九条の二第一項の規定に基づき都道府県知事が販売主任者免状に係る免状交付事務の全部又は一部を委託した法人（次号において「委託法人」という。）に提出しなければならない。ただし、様式第五の交付申請書を提出する日が交付を受けようとする免状に係る販売主任者試験に合格した日の属する年度と同一の年度である場合は、様式第九の提出又は協会若しくは指定試験機関が行う製造保安責任者試験の受験手続の際の写真の提出をもつて写真の添付を省略するこ

とした都道府県知事を含む。次号において単に「都道府県知事」という。）又は法第二十九条の二第一項の規定に基づき都道府県知事が販売主任者免状に係る免状交付事務の全部又は一部を委託した法人（次号において「委託法人」という。）に提出しなければならない。

とができる。

六 氏名に変更を生じたとき又は販売主任者免状を汚し、損じ、若しくは失った場合にその再交付を受けようとする者は、様式第六の高圧ガス販売主任者免状再交付申請書に写真を添えて、都道府県知事又は委託法人に提出しなければならない。

六 販売主任者免状を汚し、損じ、又は失った場合にその再交付を受けようとする者は、様式第六の高圧ガス販売主任者免状再交付申請書に写真を添えて、都道府県知事又は委託法人に提出しなければならない。

様式第一及び様式第四を次のように改める。

様式第 1 (第 2 条関係)

54mm
85.6mm

高圧ガス製造保安責任者免状

免状の種類

免状の番号

氏 名

生 年 月 日

高圧ガス保安法第29条第3項の規定により免状を交付する。

年 月 日

経済産業大臣
(都道府県知事)

印

(表)

備考

(裏)

◇ 責任者の心得 ◇

- 1 常に高圧ガス保安法を守り、製造に關する保安に務めること。
- 2 製造に關する保安について職務を行うときは、必ず本免状を携帯すること。
- 3 本免状を汚し、損じ又は失ったときは、再交付の申請をすること。
- 4 本免状を他人に貸したり、譲ったりしないこと。
- 5 本免状の記載事項を書き直したり、写真を加工したりしないこと。

備考 白色のプラスチック板を用いること。

様式第 4（第 2 条関係）

← 54mm
← 85.6mm

高圧ガス販売主任者免状

免状の種類

免状の番号

氏 名

生 年 月 日

高圧ガス保安法第29条第3項の規定により免状を交付する。

年 月 日
都道府県知事
印

(表)

備考

(裏)

◇ 主任者の心得 ◇

- 1 第一種販売主任者は、常に高圧ガス保安法規を守り、販売に関する保安に務めること。
- 2 第二種販売主任者は、常に高圧ガス保安法規及び溶化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規を守り、販売に関する保安に務めること。
- 3 販売に関する保安について職務を行なうときは、必ず本免状を携帯すること。
- 4 本免状を失し、損じ、又は失ったときは、再交付の申請をすること。
- 5 本免状を他人に貸したり、譲ったりしないこと。
- 6 本免状の記載事項を書き消したり、写真を加工したりしないこと。

備考 白色のプラスチック板を用いること。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

改 正 後	改 正 前
(免状の交付に係る手続) 第九十五条 法第三十八条の四第一項の液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五十一による申請書に同条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢の記載された縦三センチメートル、	(免状の交付の申請) 第九十五条 法第三十八条の四第一項の液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五十一による申請書に同条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢の記載された縦三センチメートル、

横二・四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上三分身像の無背景のもの。第九十七条において同じ。）を添付して次に掲げる都道府県知事に提出しなければならない。ただし、様式五十一による交付申請書を提出する日が交付を受けようとする免状に係る液化石油ガス設備士試験に合格した日の属する年度と同一年度である場合は、様式第五十五による受験願書の提出又は第百四条第二項に規定する写真の提出をもって、写真の添付を省略することができる。

一～三 （略）

横二・四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上三分身像の無背景のもの。第九十七条において同じ。）を添付して次に掲げる都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 （略）

様式第四十二及び様式第五十二を次のように改める。

様式第42（第75条関係）

(表)

54ミリメートル
85.6ミリメートル

充てん作業者講習修了証

修了証番号
氏 名
生 年 月 日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する法律施行規則第75条の規定によりこの修了証を交付する。

年 月 日

高圧ガス保安協会 ⑥
又は指定養成施設の名称

(裏)

54ミリメートル
85.6ミリメートル

備考

備考 白色のプラスチック板を用いること。

様式第 5 2 (第 9 6 条関係)

系)

85.6mm

54mm

液化石油ガス設備士免状

免状の番号

氏名住所

生年月日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項の規定により免状を交付する。

年 月 日 都道府県知事 印

(表)

講習受講記録等

◇ 液化石油ガス設備士の心得 ◇
1 常に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規を守り、作業に関する保安に努めること。
2 作業中は必ず安全帯を装着すること。
3 安全帯を脱し、吊り下り、又は失ったときは、再交付の申請をすること。
4 安全帯を他人に貸与したり、譲ったりしないこと。
5 安全帯の取組手前を直したり、劣化を修正したりしないこと。
6 安全帯の交付を受けた日に施す作業の作業書の完成の日や3年以内に指定ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う講習を受けると、第1回の講習を受けた日の施す作業の5年間の有効の日や5年以内に第1回の講習を受けること。第3回以降も同様とする。

(裏)

備考 白色のプラスチック板を用いること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和八年九月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の様式については、この省令による改正後の高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則様式第一及び様式第四にかかわらず、令和十年八月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則様式第一により交付されている製造保安責任者免状又は様式第四により交付されている販売主任者免状は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。
- 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第七十五条に規定する講習修了証の様式については、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則様式第四十一にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 5 液化石油ガス設備士免状の様式については、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則様式第五十二にかかわらず、令和十年八月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。
- 6 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則様式第四十二により交付されている充てん作業者講習修了証又は様式第五十二により交付若しくは再交付されている液化石油ガス設備士免状は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。